

2020年4月10日

代理店各位

オリックス生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は弊社業務に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種取扱い」について、新たに「1-（3）入院給付金請求の特別取扱い」を追加いたしましたので、ご案内申し上げます。今度とも引き続きご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. ご契約に関する特別取扱いについて

(1) 保険料払込猶予期間の延長（保険料の支払いが一時的に困難な方へのご対応）

お申出があった場合、2020年9月30日まで保険料の払込みをお待ちすることで、ご契約を有効に継続させていただきます。なお、払込みをお待ちしていた保険料については、2020年9月30日までにお支払いいただく必要があります。

* 保険契約更新時の更新後保険料の払込みも猶予期間延長の対象となります。

【ご注意ください】

・ 保険料の免除ではありません。

期日までにお支払いいただけない場合は、ご契約は効力を失います。

（一部のご契約については、「保険料自動振替貸付」によってご契約を有効にする取扱いをさせていただきます。）

(2) 保険金、給付金、契約者貸付の簡易迅速な取扱い（必要書類の一部省略）

保険金・給付金のお支払いについて、お申出により、医療機関の発行した領収書がないケースなど、お手続きに必要な書類を速やかにご準備いただくことが難しい場合は、個別の事情をお伺いし、代替書類などによる柔軟な対応をいたします。

また、契約者貸付金が必要な場合、お申出により必要書類を一部省略するなど、簡易にお取扱いする場合がございます。

<今回追加のご案内>

(3) 入院給付金請求の特別取扱い

(新型コロナウイルス感染症に罹患された方、または新型コロナウイルス感染症以外で治療が必要な方で、医療機関の事情により、入院治療を受けられなかった方へのご対応)

以下の要件①②双方に該当された場合、入院が必要であった期間分の入院給付金をお支払いいたします。

要件① 右記(a) (b)の いずれかに該当	(a) 医療機関の事情により、入院できず、自宅や臨時施設等（医療機関と同等とみなせる施設）にて、医師の管理下による療養を受けた場合 (b) 医療機関の事情により、当初の退院予定日より早期の退院を余儀なくされた場合
要件②	「本来必要であった入院期間」について、医師による診断書等の証明がある

* ご契約内容によっては、疾病入院給付金のお支払いに、約款所定の入院日数が必要となる場合があります。

(4) 契約者貸付に対する特別金利の適用（一時的に資金が必要な方へのご対応）

新規または追加で契約者貸付をご利用される場合、一定期間利息を免除いたします。

対象のお客さま	契約者貸付が可能な商品にご加入中のご契約者さま * 終身保険や定期保険など契約者貸付制度をご利用いただける商品のみが対象となります。 (ご加入の商品が対象となるかどうか、お手元の約款で確認されるか、カスタマーサービスセンターにご照会ください。)
適用金利	年利 0.00%
貸付金額の上限	約款規定の範囲内（解約払戻金の一定割合以内）
受付期間	2020年3月16日～2020年5月31日まで
特別金利適用期間	貸付日～2020年9月30日まで * 2020年3月16日より前の契約者貸付残高については、 所定の金利 が適用されます。 * 2020年3月16日より前に契約者貸付を受けられているご契約に関して、追加で契約者貸付をご利用になられた場合には、当該受付期間中における契約者貸付金額に対して、特別金利（0.00%）が適用になります。 * 適用期間以降は、 所定の金利 が適用されます。（10月1日以降）

2. 保険金・給付金のお支払いについて

(1) 新型コロナウイルス感染症でご入院された場合

「疾病入院給付金」のお支払い対象となります。

*新型コロナウイルス感染症について陽性と判定されたか否かにかかわらず、「疾病入院給付金」のお支払い対象となります(※)。

(※)

- ・ご契約内容によっては、疾病入院給付金のお支払いに、約款所定の入院日数が必要となる場合があります。
- ・医療機関の事情で入院できない場合でも、給付金のお支払い対象となる場合があります。詳細は、上記「1-(3). 入院給付金請求の特別取扱い」をご確認ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった場合

「死亡保険金」のお支払い対象となります。

*現時点では、「災害死亡保険金」もしくは「災害高度障害保険金」等のお支払い対象となりません(災害による割増の対象とはなりません) のでご注意ください。

3. 付帯サービスの取扱いについて

健康医療相談サービスでのご相談

ご契約者さま向け「健康医療相談サービス」(※) では、当社が委託するティーペック株式会社のヘルスカウンセラー(保健師・看護師等)が「新型コロナウイルス感染症」に関するご相談にも、24時間年中無休で対応しております。

ご利用される際は、専用ダイヤルがございますので、お手元の『健康医療相談サービス』のご案内や、マイページ(ご契約者さま専用ページ)内のご案内よりご確認ください。

(※) 健康医療相談サービス：<https://www.orixlife.co.jp/customer/support/>

(参考) ティーペック株式会社の対応について

厚生労働省より各都道府県衛生管理部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。新型コロナウイルス感染症の疑い定義にあてはまるものは、「帰国者・接触者相談センター」へ案内しています。また、「新型コロナウイルス」の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインなどに沿った回答となります。

なお、本案内は当社のホームページ <https://www.orixlife.co.jp/> でもご確認ください。

以上